第二章の二　家畜登録事業

（登録規程の承認の申請）

第四十五条　法第三十二条の九第一項の規定により登録規程（同項に規定する登録規程をいう。以下同じ。）の承認を受けようとする者は、家畜登録事業（同項に規定する家畜登録事業をいう。以下同じ。）の開始予定期日の六十日前までに、別記様式第二十五号による申請書に登録規程及び家畜登録事業の事業計画書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録規程の変更の承認の申請）

第四十六条　法第三十二条の九第三項の規定により登録規程の変更の承認を受けようとする者は、別記様式第二十六号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録規程の承認の基準）

第四十七条　法第三十二条の九第四項の家畜改良増殖目標に即するものと認められない場合は、次のいずれかの場合とする。

一～三　（略）

２　法第三十二条の九第四項の家畜登録事業の公正な運営を行なうのに適切なものと認められない場合は、次のいずれかの場合とする。

一・二　（略）

（家畜登録事業の廃止の届出）

第四十八条　法第三十二条の九第五項の規定により家畜登録事業の廃止の届出をしようとする者は、家畜登録事業の廃止予定期日の六十日前までに、別記様式第二十七号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

第三章　雑則

（家畜人工授精所の運営状況の報告の方法等）

第四十九条　法第三十四条第三項の規定による報告は、毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後四月以内に、次の各号に掲げる様式により行うものとする。

一　特定家畜人工授精用精液等に係る業務を行っている場合にあつては、別記様式第二十八号

二　家畜人工授精用精液又は家畜受精卵（特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。）に係る業務を行っている場合にあつては、別記様式第二十九号

（身分を示す証明書の様式）

第五十条　法第三十五条第二項の証明書は、別記様式第三十号による。

（センターの立入検査等）

第五十一条　（略）

２　（略）

３　法第三十五条の二第三項において準用する法第三十五条第二項の証明書は、別記様式第三十一号による。

（権限の委任）

第五十二条　（略）

第二章の二　家畜登録事業

（登録規程の承認の申請）

第三十三条の二　法第三十二条の二第一項の規定により登録規程（同項に規定する登録規程をいう。以下同じ。）の承認を受けようとする者は、家畜登録事業（同項に規定する家畜登録事業をいう。以下同じ。）の開始予定期日の六十日前までに、別記様式第十七号による申請書に登録規程及び家畜登録事業の事業計画書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録規程の変更の承認の申請）

第三十三条の三　法第三十二条の二第三項の規定により登録規程の変更の承認を受けようとする者は、別記様式第十八号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録規程の承認の基準）

第三十三条の四　法第三十二条の二第四項の家畜改良増殖目標に即するものと認められない場合は、次のいずれかの場合とする。

一～三　（略）

２　法第三十二条の二第四項の家畜登録事業の公正な運営を行なうのに適切なものと認められない場合は、次のいずれかの場合とする。

一・二　（略）

（家畜登録事業の廃止の届出）

第三十三条の五　法第三十二条の二第五項の規定により家畜登録事業の廃止の届出をしようとする者は、家畜登録事業の廃止予定期日の六十日前までに、別記様式第十九号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

第三章　雑則

（新設）

（身分を示す証明書の様式）

第三十四条　法第三十五条第二項の証明書は、別記様式第二十号による。

（センターの立入検査等）

第三十五条　（略）

２　（略）

３　法第三十五条の二第三項において準用する法第三十五条第二項の証明書は、別記様式第二十一号による。

（権限の委任）

第三十六条　（略）